

## いわて海外展開支援コンソーシアム設置要綱

### (目的)

第1条 海外展開に取り組む県内事業者（以下「事業者」という。）に対し、効果的な施策を展開するとともに、より一層の支援を図るため、「いわて海外展開支援コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）を設置する。

### (事業)

第2条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 支援機関相互の情報共有等に関する事
- (2) 海外展開支援施策の調整、PR、斡旋等に関する事
- (3) 事業者の支援等に関する事
- (4) 海外展開支援施策の協働実施等に関する事
- (5) その他、コンソーシアムの目的達成に資する事業等に関する事

### (構成)

第3条 コンソーシアムは、次の者をもって構成する。

- (1) 独立行政法人 日本貿易振興機構 岩手貿易情報センター（以下「ジェトロ岩手」という。）
- (2) 公益財団法人 いわて産業振興センター
- (3) 岩手県産株式会社
- (4) 岩手県中小企業団体中央会
- (5) 岩手県商工会連合会
- (6) 岩手県商工会議所連合会
- (7) 株式会社 岩手銀行
- (8) 株式会社 北日本銀行
- (9) 株式会社 東北銀行
- (10) 株式会社 商工組合中央金庫盛岡支店
- (11) 日本政策金融公庫盛岡支店
- (12) 独立行政法人 国際協力機構 東北支部
- (13) 岩手県

2 コンソーシアムに、オブザーバーとして次の者を置く。

- (1) 経済産業省東北経済産業局
- (2) 三井住友海上火災保険株式会社
- (3) 盛岡市
- (4) 公益財団法人 岩手県国際交流協会
- (5) 地方独立行政法人 岩手県工業技術センター
- (6) 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 東北本部
- (7) 東京海上日動火災保険株式会社
- (8) manordaいわて株式会社

### (組織)

第4条 コンソーシアムに、座長を置く。

2 座長は、コンソーシアムを代表し、会務を総括する。

3 コンソーシアムに、ジェトロ岩手及び岩手県で構成する運営会議を置く。

(運営)

第5条 コンソーシアムは、必要に応じ、座長が招集する。

2 運営会議は、コンソーシアムでの意見や構成機関の取組動向等を総合的に踏まえながら、事業の企画等を行い、コンソーシアムに付議する。

(庶務)

第6条 コンソーシアムの庶務は、岩手県商工労働観光部産業経済交流課において行う。

附 則

この要綱は、平成25年5月20日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月30日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月14日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月23日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月17日から施行し、同年4月1日から適用する。